

指宿地区4市町合併協議会

第 5 回 会 議

日 時：平成15年5月22日（木） 午後2時

場 所：指宿市役所 大会議室

会 議 次 第

- 1 開会
- 2 会長あいさつ
- 3 協議会会議録署名委員の選出について
- 4 議事
 - (1) 議決事項
 - ・ 議案第7号 平成14年度指宿地区4市町合併協議会決算認定について
 - (2) 報告事項
 - ・ 報告第12号 新市名称候補選定小委員会審議結果報告について
 - ・ 報告第13号 新市の事務所の位置検討小委員会審議結果報告について
- 5 次回協議事項の説明
 - ・ 協議第8号 議会議員の定数及び任期の取扱いについて
 - ・ 協議第9号 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて
 - ・ 協議第10号 慣行の取扱いについて
 - ・ 協議第11号 電算システムの取扱いについて
- 6 その他
- 7 閉会

議 決 事 項

【第5回協議会（平成15年5月22日）提案】

議案第7号

平成14年度指宿地区4市町合併協議会決算の認定について P 1

報 告 事 項

【第5回協議会（平成15年5月22日）報告】

報告第12号

新市名称候補選定小委員会審議結果報告について P 4

報告第13号

新市の事務所の位置検討小委員会審議結果報告について P 6

議案第7号

平成14年度指宿地区4市町合併協議会決算の認定について

指宿地区4市町合併協議会財務規程第8条第1項の規定に基づき、決算の認定を求める。

平成15年5月22日提出

指宿地区4市町合併協議会

会長 田原 迫 要

平成14年度 指宿地区4市町合併協議会決算書(案)

1. 歳入

(単位:円)

| 款 | | | | 当初予算額 | 補正額 | 予算現額 | 収入済額 | 差引 |
|----|----------|-----|-----|-----------|-----|-----------|-----------|---------|
| | 項 | | | | | | | |
| | | 目 | 節 | | | | | |
| 1. | 分担金及び負担金 | | | 1,995,000 | 0 | 1,995,000 | 1,280,367 | 714,633 |
| | 1. | 負担金 | | 1,995,000 | 0 | 1,995,000 | 1,280,367 | 714,633 |
| | | 1. | 負担金 | 1,995,000 | 0 | 1,995,000 | 1,280,367 | 714,633 |
| | | | 1. | 1,995,000 | 0 | 1,995,000 | 1,280,367 | 714,633 |
| 2. | 諸収入 | | | 1,000 | 0 | 1,000 | 0 | 1,000 |
| | 1. | 雑入 | | 1,000 | 0 | 1,000 | 0 | 1,000 |
| | | 1. | 雑入 | 1,000 | 0 | 1,000 | 0 | 1,000 |
| | | | 1. | 1,000 | 0 | 1,000 | 0 | 1,000 |
| | 合 計 | | | 1,996,000 | 0 | 1,996,000 | 1,280,367 | 715,633 |

2. 歳出

| 款 | | | | 当初予算額 | 補正額 | 流用額 | 予算現額 | 支出済額 | 不用額 |
|----|-----|-----|-----|-----------|-----|-----|-----------|-----------|---------|
| | 項 | | | | | | | | |
| | | 目 | 節 | | | | | | |
| 1. | 運営費 | | | 1,300,000 | 0 | 0 | 1,300,000 | 850,157 | 449,843 |
| | 1. | 会議費 | | 893,000 | 0 | 0 | 893,000 | 545,747 | 347,253 |
| | | 1. | 会議費 | 893,000 | 0 | 0 | 893,000 | 545,747 | 347,253 |
| | | | 1. | 564,000 | 0 | 0 | 564,000 | 329,000 | 235,000 |
| | | | 9. | 174,000 | 0 | 0 | 174,000 | 85,270 | 88,730 |
| | | | 11. | 91,000 | 0 | 0 | 91,000 | 90,959 | 41 |
| | | | 12. | 43,000 | 0 | 0 | 43,000 | 27,960 | 15,040 |
| | | | 18. | 21,000 | 0 | 0 | 21,000 | 12,558 | 8,442 |
| | 2. | 事務費 | | 407,000 | 0 | 0 | 407,000 | 304,410 | 102,590 |
| | | 2. | 事務費 | 407,000 | 0 | 0 | 407,000 | 304,410 | 102,590 |
| | | | 1. | 10,000 | 0 | 0 | 10,000 | 0 | 10,000 |
| | | | 7. | 148,000 | 0 | 0 | 148,000 | 125,290 | 22,710 |
| | | | 9. | 26,000 | 0 | 0 | 26,000 | 4,360 | 21,640 |
| | | | 11. | 74,000 | 0 | 0 | 74,000 | 73,995 | 5 |
| | | | 12. | 10,000 | 0 | 0 | 10,000 | 8,890 | 1,110 |
| | | | 14. | 97,000 | 0 | 0 | 97,000 | 64,470 | 32,530 |
| | | | 18. | 32,000 | 0 | 0 | 32,000 | 27,405 | 4,595 |
| | | | 19. | 10,000 | 0 | 0 | 10,000 | 0 | 10,000 |
| 2. | 事業費 | | | 596,000 | 0 | 0 | 596,000 | 430,210 | 165,790 |
| | 1. | 事業費 | | 596,000 | 0 | 0 | 596,000 | 430,210 | 165,790 |
| | | 1. | 事業費 | 596,000 | 0 | 0 | 596,000 | 430,210 | 165,790 |
| | | | 9. | 362,000 | 0 | 0 | 362,000 | 200,030 | 161,970 |
| | | | 11. | 229,000 | 0 | 0 | 229,000 | 228,970 | 30 |
| | | | 12. | 5,000 | 0 | 0 | 5,000 | 1,210 | 3,790 |
| 3. | 予備費 | | | 100,000 | 0 | 0 | 100,000 | 0 | 100,000 |
| | 1. | 予備費 | | 100,000 | 0 | 0 | 100,000 | 0 | 100,000 |
| | | 1. | 予備費 | 100,000 | 0 | 0 | 100,000 | 0 | 100,000 |
| | 合 計 | | | 1,996,000 | 0 | 0 | 1,996,000 | 1,280,367 | 715,633 |

収入済額-支出済額 = 0円

平成14年度指宿地区4市町合併協議会歳入歳出決算監査報告書

平成15年5月9日 頰娃町役場において、事務局職員に説明を求め、金銭出納簿、預金通帳、領収書、その他関係書類を審査した結果、経理は決算書と符合し、正確に処理されておりました。

以上、ここにご報告いたします。

平成15年 5月 9日

指宿地区4市町合併協議会

監査委員 有馬純一郎 ㊟

監査委員 今村秀一 ㊟

報告第12号

新市名称候補選定小委員会審議結果報告について

新市名称候補選定小委員会設置規程第7条の規定に基づき、審議結果を報告する。

平成15年5月22日提出

指宿地区4市町合併協議会

新市名称候補選定小委員会委員長 濱崎里志

指宿地区 4 市町合併協議会 第 1 回新市名称候補選定小委員会審議報告書

開催日時 平成 1 5 年 5 月 8 日 (木) 13:54 ~ 15:10

開催場所 指宿市立中央公民館 図書視聴覚室

出席委員 全委員出席

1 . 委員長及び副委員長の選任について

新市名称候補選定小委員会設置規程第 4 条第 2 項の規定により、委員互選の結果、以下のとおり決定した。

- ・委員長 濱崎 里志 (開聞町・議会)
- ・副委員長 西 俊寛 (穎娃町・学識経験者)

2 . 新市名称候補選定小委員会の役割等について

新市名称候補の選定基準・選定方法の検討、新市名称候補の選定を本委員会の役割等とし、今後調査及び審議を進めていくことを確認した。

3 . 新市名称候補の選定基準について

新市名称候補は、漢字、ひらがな及びカタカナにより表記された読み書きが容易な名前、次のいずれか一つ以上に該当する名前とする。

- (1) 指宿地区 (指宿市、山川町、穎娃町及び開聞町 (以下「本地区」という。)) が地理的にイメージできる名称
 - (2)本地区の特徴を表す名称
 - (3)本地区の歴史・文化にちなんだ名称
 - (4)住民の地域イメージにふさわしい名称
 - (5)住民の一体性を醸成しやすい名称
 - (6)対外的に覚えやすい名称
 - (7)その他、新市としてふさわしい名称
- とすることに決定。

4 . 新市名称候補の選定方法について

選定方法について

- ・一般公募して小委員会で複数候補を選定し、協議会に報告する。

4 市町の名称の取り扱いについて

- ・4 市町の名称を含めた中で、名称をつける。

とすることに決定。

5 . 今後の計画について

- (1) 5 月 2 2 日の第 5 回協議会において、第 1 回小委員会の結果を報告。
- (2) 5 月 2 2 日の第 5 回協議会終了後、第 2 回小委員会を開催して「新市名称の公募実施等 (案) 」及び「新市名称募集要項 (案) 」を検討する。
- (3) 6 月 1 9 日 (予定) の第 6 回協議会において、第 2 回小委員会の結果を報告。

6 . 第 2 回小委員会の開催日程について

- ・第 2 回新市名称候補選定小委員会は、5 月 2 2 日 (木) の第 5 回協議会終了後、開催する。

以上、報告いたします。

平成 1 5 年 5 月 2 2 日

指宿地区 4 市町合併協議会

新市名称候補選定小委員会委員長 濱崎里志

報告第13号

新市の事務所の位置検討小委員会審議結果報告について

新市の事務所の位置検討小委員会設置規程第7条の規定に基づき、審議結果を報告する。

平成15年5月22日提出

指宿地区4市町合併協議会

新市の事務所の位置検討小委員会委員長 今村善哉

指宿地区4市町合併協議会 第1回新市の事務所の位置検討小委員会審議報告書

開催日時 平成15年5月8日(木) 13:00~14:20

開催場所 指宿市立中央公民館 講堂

出席委員 全委員出席

1. 委員長及び副委員長の選任について

新市の事務所の位置検討小委員会設置規程第4条第2項の規定により、委員の互選の結果、以下のとおり決定した。

- ・委員長 今村善哉 (山川町・学識経験者)
- ・副委員長 中村恵俊 (開聞町・学識経験者)

2. 新市の事務所の位置検討小委員会の役割について

小委員会の役割については、第3回協議会での委員会の設置の承認、第4回協議会での委員会設置規程の承認等を踏まえ、新市の事務所の位置に関する事、本所・支所機能の分担に関する事、その他新市の事務所の位置に関し必要な事項について、調査又は審議を行うことを本会の役割として、今後の委員会を進めていくことを確認した。

3. 4市町の庁舎及び職員の現況について

現在における、4市町の本庁舎及び支所の状況、附属建物の状況、職員の状況等について、事務局調査の資料により研究と意見交換を行った。

4. 新市の事務所の事務の方式について(先進地事例)

新市の事務所の事務の方式について、先進地事例をもとに、本庁方式、分庁方式、総合支所方式等の研究と意見交換を行った。

5. 今後の計画について

(1) 5月22日の第5回指宿地区4市町合併協議会において、第1回小委員会の結果を報告する。

(2) 第2回小委員会から第4回小委員会までは、「新市の事務所の方式」「庁舎建設の是非」「新市の事務所の位置」等に係る先進地の事例や地区内の現況等の情報及び資料収集をもとに、研究と意見交換を行うことを決定した。

第5回小委員会以降においては、第4回小委員会までの研究と意見交換を踏まえて審議を行うことを決定した。

6. 第2回小委員会の開催日程について

第2回新市の事務所の位置検討小委員会は、6月の5日及び6日を除く上旬に開催するものとし、開催場所と合わせて指宿地区4市町合併協議会事務局に調整を依頼した。

以上、報告いたします。

平成15年5月22日

指宿地区4市町合併協議会

新市の事務所の位置検討小委員会委員長 今村善哉

次回協議事項

【第5回協議会（平成15年5月22日）提案】

| | ページ |
|------------------------------|--------|
| 協議第8号 議会議員の定数及び任期の取扱いについて | ・・・ 1 |
| 協議第9号 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて | ・・・ 10 |
| 協議第10号 慣行の取扱いについて | ・・・ 15 |
| 協議第11号 電算システムの取扱いについて | ・・・ 20 |

協議第 8 号

議会議員の定数及び任期の取扱いについて

合併後の議会議員の定数及び任期の取扱いについて、次のとおり協議を
求める。

議会議員の定数及び任期の取扱いについては、「新市における議会議員及
び農業委員会委員の定数及び任期に関する小委員会」(別添規程案のと
おり)を設置し、4市町が合併した場合における議会議員の定数及び任期の
取扱いについて調査及び審議等を行う。

平成 15 年 5 月 22 日提出

指宿地区 4 市町合併協議会
会 長 田 原 迫 要

【参考】指宿地区 4 市町合併協議会規約(抜粋)

第 11 条 協議会は、その事務の一部について調査及び審議等を行うため小
委員会を置くことができる。

2 小委員会の組織、運営その他必要な事項は、会長が会議に諮り別に定め
る。

新市における議会議員及び農業委員会委員の定数及び任期に関する小委員会設置規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、指宿地区4市町合併協議会規約（以下「規約」という。）第11条第2項の規定に基づき、新市における議会議員及び農業委員会委員の定数及び任期に関する小委員会（以下「小委員会」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 小委員会は、次の各号に掲げる事項について調査及び審議をするものとする。

- （1）新市における議会議員の定数及び任期の取扱いについて
- （2）新市における農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて
- （3）その他必要な事項

（委員）

第3条 小委員会の委員は総数8名（各市町2名）とし、指宿地区4市町合併協議会（以下「協議会」という。）の委員のうち、次の各号に掲げる者とする。

- （1）規約第7条第1項第2号又は第3号に規定する者4名（各市町1名）
- （2）鹿児島県の職員を除く規約第7条第1項第4号に規定する者4名（各市町1名）

（組織）

第4条 小委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。

（会議）

第5条 小委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

- 2 会議は、委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員長は、小委員会を主宰し、会議の議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

（関係者等の出席）

第6条 小委員会は必要に応じて関係者等の出席を求めることができる。

（報告）

第7条 委員長は、小委員会における審議の経過及び結果について、随時協議会の会議に報告するものとする。

（任期）

第8条 委員の任期は、第2条に規定する所掌事務について協議会の確認を受けた時をもって終了する。

（庶務）

第9条 小委員会の庶務は、規約第13条に規定する協議会の事務局において処理する。

（委任）

第10条 この規程に定めるもののほか、小委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 年 月 日から施行する。

新市における議会議員及び農業委員会委員の定数及び任期に関する小委員会の取扱い（案）について

1 設置理由について

議会議員及び農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについては、4市町が新設合併することにより、一般原則としては4市町の議会議員及び農業委員会の委員はすべてその身分を失うことになる。しかし、市町村の自主的な合併を推進するため、議会議員及び農業委員会の委員の定数・任期について一般原則によらない特例措置が講じられている。

これらの取扱いについて、先進地においても、小委員会を設置し調査・審議していることから、本協議会においても小委員会を設置し、専門的に調査・審議するものである。

2 委員について

小委員会の委員については、先進地事例を参考にし、次のとおりとする。

- (1) 委員は各市町2名ずつの8名とする。各市町2名は、議会関係委員（規約第7条第1項第2号又は3号に定める者）1名及び住民代表委員（規約第7条第1項第4号に定める者）1名とする。
- (2) 委員の選出方法は、各市町2名ずつの委員を各市町の委員（1号～4号委員）全員で協議して推薦し、協議会で決定する。
- (3) 委員は本協議会の他の小委員会の委員と重複してもかまわないものとする。

3 役割について

(1) 議会議員の定数及び任期の取扱いについての調査・審議

議会議員の定数及び任期について、「地方自治法」や「市町村合併の特例に関する法律」及び「公職選挙法」を踏まえ、調査・審議する。

【参考】

合併特例法を適用しない（「地方自治法」・「公職選挙法」による）
合併特例法第6条による（定数に関する特例）
合併特例法第7条による（在任に関する特例）

(2) 農業委員会の設置並びに委員の定数及び任期についての調査・審議

農業委員会の設置並びに委員の定数及び任期について、「農業委員会等に関する法律」や「市町村合併の特例に関する法律」等を踏まえ調査・審議する。

【参考】

農業委員会の設置

1 原則

農業委員会は、市町村に必置の行政機関であり、1市町村1農業委員会が原則である。

・「農業委員会等に関する法律」第3条第1項

2 特例

区域が著しく大きい市町村（区域面積24,000haを超える）または、その

区域内の農地面積が著しく大きい市町村（農地面積7,000haを超える）にあつては、当該市町村の区域を2以上に分けてその区域に農業委員会を置くことができる。

（指宿地区4市町の場合は、該当します。）

- ・「農業委員会等に関する法律」第3条第2項
在任特例（選挙委員の任期及び定数）
- ・「市町村合併の特例に関する法律」第8条第1項

4 協議会との関係について

小委員会で、議会議員及び農業委員会委員の定数及び任期等を調査・審議のうえ協議会に審議経過を随時報告し、協議会で小委員会の報告を踏まえ、また、必要に応じて審議事項の指示をしながら協議を行い、決定する。

5 スケジュールについて

約半年ほどかけて検討し、協議会に報告する。

6 小委員会設置までの手続きについて

第5回協議会で小委員会の設置及び規程の提案を行い、第6回の協議会で設置規程の承認及び委員を決定し、その後、第1回の小委員会を開催し協議を始める。

委員の人選は、第6回協議会で委員構成が承認されたら、直ちに各市町ごとに委員全員で協議のうえ2名を選出し、決定する。

指宿地区4市町合併協議会 協議事項調整内容

指宿地区4市町合併協議会

| | | | |
|-----------|-------------------|---------|--|
| 協 定 項 目 | 6 議会議員の定数及び任期の取扱い | 関 係 項 目 | |
| 調 整 の 内 容 | | | |

| 調 査 市 町 名 | 指 宿 地 区 4 市 町 の 現 況 | | | | 調 整 方 針 の 具 体 的 内 容 |
|-----------------------|--------------------------------------|--------------------------------------|--------------------------------------|--------------------------------------|---------------------|
| | 指 宿 市 | 山 川 町 | 穎 娃 町 | 開 聞 町 | |
| 市 町 別 内 容 | 定数 法定数 26人 条例定数 22人 現員数 22人 | 定数 法定数 22人 条例定数 16人 現員数 16人 | 定数 法定数 22人 条例定数 20人 現員数 20人 | 定数 法定数 18人 条例定数 14人 現員数 14人 | |
| | 任期 平成14年10月1日～ 平成18年9月30日 | 任期 平成15年4月30日～ 平成19年4月29日 | 任期 平成14年10月18日～ 平成18年10月19日 | 任期 平成12年7月5日～ 平成16年7月4日 | |

指宿地区 4 市町合併協議会 協議事項調整内容

指宿地区 4 市町合併協議会

| | | | |
|-----------|-------------------|---------|--|
| 協 定 項 目 | 6 議会議員の定数及び任期の取扱い | 関 係 項 目 | |
| 調 整 の 方 針 | | | |

| 項 目 | 参 考 資 料 | | | |
|--|--|---|---|---|
| 1. 新設合併の場合の議員定数 地方自治法及び公職選挙法の原則 | <p>市町村の新設合併が行われた場合は、合併関係市町村の議会の議員はすべてその身分を失うことが原則であることから、合併に際しては次のいずれかの制度を選択する必要がある。</p> <p>地方自治法及び公職選挙法の原則を適用</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td style="text-align: center;">現 行 4 市町 (7 2 名)</td> <td style="text-align: center;">設置選挙 地方自治法第 9 1 条による定数(新市の条例定数)</td> <td style="text-align: center;">一般選挙 地方自治法第 9 1 条による定数(新市の条例定数)</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">任 期 4 年</p> <p>地方自治法（抄） （市町村議会の議員の定数） 第 9 1 条 市町村の議会の議員の定数は、条例で定める。 2 市町村の議会の議員の定数は、次の各号に掲げる市町村の区分に応じ、当該各号に定める数を超えない範囲内で定めなければならない。 （ 1 ）～（ 5 ）省略 （ 6 ） 人口 5 万以上 1 0 万未満の市 3 0 人 （ 7 ）～（ 1 1 ）省略 3～ 6 省略 7 第 7 条第 1 項の規定により市町村の設置を伴う市町村の廃置分合をしようとする場合において、その区域の全部又は一部が当該廃置分合により新たに設置される市町村の区域の全部又は一部となる市町村（以下本条において「設置関係市町村」という。）は、設置関係市町村が 2 以上のときは設置関係市町村の協議により、設置関係市町村が 1 のときは当該設置関係市町村の議会の議決を経て、あらかじめ、新たに設置される市町村の議会の議員の定数を定めなければならない。 8～ 1 0 省略 （議員の任期） 第 9 3 条 普通地方公共団体の議会の議員の任期は、4 年とする。 2 省略</p> <p>公職選挙法 （一般選挙，長の任期満了に因る選挙及び設置選挙） 第 3 3 条 1～ 2 省略 3 市町村の設置に因る議員の一般選挙及び長の選挙は、地方自治法第 7 条第 6 項の告示による当該市町村の設置の日から 5 0 日以内に行う。</p> | 現 行 4 市町 (7 2 名) | 設置選挙 地方自治法第 9 1 条による定数(新市の条例定数) | 一般選挙 地方自治法第 9 1 条による定数(新市の条例定数) |
| 現 行 4 市町 (7 2 名) | 設置選挙 地方自治法第 9 1 条による定数(新市の条例定数) | 一般選挙 地方自治法第 9 1 条による定数(新市の条例定数) | | |

指宿地区 4 市町合併協議会 協議事項調整内容

指宿地区 4 市町合併協議会

| | | | |
|-----------|-------------------|---------|--|
| 協 定 項 目 | 6 議会議員の定数及び任期の取扱い | 関 係 項 目 | |
| 調 整 の 方 針 | | | |

| 項 目 | 参 考 資 料 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------------------------|--|--|---|--|--------|-----|-----|-----|-----|---|-----|--------|--------|--------|-------|--------|------|----|----|----|----|----|------|----|----|----|----|----|----|---------------|---------------------|-------|------------------------|--|
| 定数特例制度 | <p>定数特例制度を適用</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">現 行 4 市町 (7 2 人)</td> <td style="width: 35%; text-align: center;">設置選挙 地方自治法第 9 1 条に規定する数の 2 倍の範囲内 による定数 (6 0 人以内)</td> <td style="width: 35%; text-align: center;">一般選挙 地方自治法第 9 1 条による定数 (新市の条例定数)</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">任 期 4 年</p> <p style="text-align: center;">単 位 : 人</p> <table border="1" style="width: 100%; margin-bottom: 10px;"> <tr> <td>市町名</td> <td>指宿市</td> <td>山川町</td> <td>穎娃町</td> <td>開聞町</td> <td>計</td> </tr> <tr> <td>人 口</td> <td>30,640</td> <td>10,835</td> <td>14,795</td> <td>7,275</td> <td>63,545</td> </tr> <tr> <td>条例定数</td> <td>22</td> <td>16</td> <td>20</td> <td>14</td> <td>72</td> </tr> <tr> <td>現議員数</td> <td>22</td> <td>16</td> <td>20</td> <td>14</td> <td>72</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">人口は、平成 1 2 年国勢調査数値</p> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <table border="1" style="margin-right: 20px;"> <tr> <td>人口</td> <td>6 3 , 5 4 5 人</td> </tr> <tr> <td>法 第 9 1 条に 規定する数</td> <td>3 0 人</td> </tr> <tr> <td>設 置 選 挙 時 の 議 員 定 数</td> <td>(法に規定する数の定数の 2 倍以内) 3 0 人 × 2 = 6 0 人以内</td> </tr> </table> </div> <p>市町村の合併の特例に関する法律 (抄) (議会の議員の定数に関する特例)</p> <p>第 6 条 新たに設置された合併市町村にあつては、地方自治法第 9 1 条第 2 項の規定にかかわらず、合併関係市町村の協議により、市町村の合併後最初に行われる選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間に限り、同項に規定する数の 2 倍に相当する数を超えない範囲でその議会の議員の定数を定めることができる。ただし、議員がすべてなくなったときは、その定数は、同条の規定による定数に復帰するものとする。</p> | 現 行 4 市町 (7 2 人) | 設置選挙 地方自治法第 9 1 条に規定する数の 2 倍の範囲内 による定数 (6 0 人以内) | 一般選挙 地方自治法第 9 1 条による定数 (新市の条例定数) | 市町名 | 指宿市 | 山川町 | 穎娃町 | 開聞町 | 計 | 人 口 | 30,640 | 10,835 | 14,795 | 7,275 | 63,545 | 条例定数 | 22 | 16 | 20 | 14 | 72 | 現議員数 | 22 | 16 | 20 | 14 | 72 | 人口 | 6 3 , 5 4 5 人 | 法 第 9 1 条に 規定する数 | 3 0 人 | 設 置 選 挙 時 の 議 員 定 数 | (法に規定する数の定数の 2 倍以内) 3 0 人 × 2 = 6 0 人以内 |
| 現 行 4 市町 (7 2 人) | 設置選挙 地方自治法第 9 1 条に規定する数の 2 倍の範囲内 による定数 (6 0 人以内) | 一般選挙 地方自治法第 9 1 条による定数 (新市の条例定数) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 市町名 | 指宿市 | 山川町 | 穎娃町 | 開聞町 | 計 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 人 口 | 30,640 | 10,835 | 14,795 | 7,275 | 63,545 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 条例定数 | 22 | 16 | 20 | 14 | 72 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 現議員数 | 22 | 16 | 20 | 14 | 72 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 人口 | 6 3 , 5 4 5 人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 法 第 9 1 条に 規定する数 | 3 0 人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 設 置 選 挙 時 の 議 員 定 数 | (法に規定する数の定数の 2 倍以内) 3 0 人 × 2 = 6 0 人以内 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

議会議員の定数及び任期に係る先進地事例（新設合併）

あきる野市（平成7年9月1日 1市1町）

2市町の議会議員は、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項第1号の規定を適用し、合併後1年10月間引き続き新市の議会の議員として在任する。

篠山市（平成11年4月1日 4町）

議会議員については、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項第1号の規定を適用し、合併後1年1月間、引き続き新町の議会の議員として在任する。

さぬき市（平成14年4月1日 5町）

議会議員については、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項第1号の規定を適用し、合併後1年2月間、引き続き新市の議会の議員として在任する。

あさぎり町（平成15年4月1日 1町4村）

議会議員については、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項の規定を適用し、合併後1年1月間、引き続き新町の議会の議員として在任する。

宗像市（平成15年4月1日 1市1町）

議会議員については、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項の規定を適用し、合併後1年7月間、引き続き新市の議会の議員として在任する。在任特例適用後の議会議員の定数については、22人とする。ただし、在任特例適用後最初の選挙に限り、定数は24人とする。

東かがわ市（平成15年4月1日 3町）

議会議員については、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項の規定を適用し、平成17年3月31日まで引き続き新市の議会の議員として在任する。

山県市（平成15年4月1日 2町1村）

議会の議員については、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項第1号の規定を適用し、平成16年4月30日まで引き続き新市の議会の議員として在任する。新市の議会の議員の定数は、22人とする。

更埴市・戸倉町・上山田町合併協議会（平成15年9月1日 1市2町）

議会議員については、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項の規定を適用し、平成17年4月30日まで引き続き新市の議会の議員として在任する。

天草合併協議会（平成17年1月15日 2市8町）

議会議員については、152議席ある現職議員の任期延長特例を適用せず、合併後直ちに選挙を実施し、法定数34の新議員でスタートする。

観音寺市・山本町・大野原町・豊中町・豊浜町・財田町合併協議会（平成17年3月1日 1市5町）

1. 新市の議会の議員については、新市の設置の日から50日以内に、地方自治法第91条第7項の規定に基づき、1市5町の協議により、あらかじめ定める定数により設置選挙を行うものとし、市町村の合併の特例に関する法律に規定する議会の議員の定数及び在任に関する特例はこれを適用しない。
2. 地方自治法第91条第7項の規定に基づき、1市5町の協議により、あらかじめ定める新市の議会の議員の定数については、30人とする。

協議第9号

農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて

合併後の農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて、次のとおり協議を求める。

農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについては、「新市における議会議員及び農業委員会委員の定数及び任期に関する小委員会」(別添規程案のとおり)を設置し、4市町が合併した場合における農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて調査及び審議等を行う。

平成15年5月22日提出

指宿地区4市町合併協議会
会長 田原 迫 要

【参考】指宿地区4市町合併協議会規約(抜粋)

第11条 協議会は、その事務の一部について調査及び審議等を行うため小委員会を置くことができる。

2 小委員会の組織、運営その他必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

指宿地区 4 市町合併協議会 協議事項調整内容

指宿地区 4 市町合併協議会

| | | | |
|-----------|---------------------|---------|--|
| 協 定 項 目 | 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い | 関 連 項 目 | |
| 調 整 の 内 容 | | | |

指宿地区 4 市町の現況

| 指宿市 | 山川町 | 頴娃町 | 開聞町 |
|---|---|---|---|
| <p>定数・任期</p> <p>(1) 定数 16人 <u>選挙委員 12人</u> 選任委員 4人 うち、農協推薦 1人 共済組合推薦 1人 議会推薦 2人</p> <p>(2) 任期 3年 平成14年7月20日から 平成17年7月19日まで</p> | <p>定数・任期</p> <p>(1) 定数 15人 <u>選挙委員 12人</u> 選任委員 3人 うち、農協推薦 1人 共済組合推薦 1人 議会推薦 1人</p> <p>(2) 任期 3年 平成14年7月20日から 平成17年7月19日まで</p> | <p>定数・任期</p> <p>(1) 定数 17人 <u>選挙委員 12人</u> 選任委員 5人 うち、農協推薦 1人 共済組合推薦 1人 議会推薦 3人</p> <p>(2) 任期 3年 平成14年7月20日から 平成17年7月19日まで</p> | <p>定数・任期</p> <p>(1) 定数 14人 <u>選挙委員 10人</u> 選任委員 4人 うち、農協推薦 1人 共済組合推薦 1人 議会推薦 2人</p> <p>(2) 任期 3年 平成14年7月20日から 平成17年7月19日まで</p> |

新市の農業委員会の委員の定数及び任期

| 区 分 | | 選 挙 委 員 | | | 選 任 委 員 | 要 件 等 | 根 拠 法 令 | |
|------------------|-----------------------------|--|--|--------------------------|-----------------------|---------------------------------|---|---|
| | | 選任方法等 | 定 数 | 任 期 | | | | |
| 新市に1つの農業委員会を設置 | 原則 | 新たに選挙する。 | 条例で定める数 | 3年 | 新たに選任 | | 農業委員会等に関する法律第3条第1項、第7条第1項及び第15条の各第1項 | |
| | 在任特例 | 存続。ただし、右記の定数を超えるときは、合併関係市町村の選挙委員全員で互選する。 | 協議により80を超えずに10を下らない数(注1) | 合併後1年を超えない範囲で協議で定める期間 | 新たに選任 | | 農業委員会等に関する法律第3条第1項 市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項、第2項 | |
| 新市に2つ以上の農業委員会を設置 | 従前の市町村の区域と異なった区域ごとに農業委員会を設置 | 原則 | 新たに選挙する。 | 条例で定める数 | 3年 | 新たに選任 | 新市町村の区域面積24,000haを超えるか、または農地面積7,000haを超えること。 | 農業委員会等に関する法律第3条第2項 農業委員会等に関する法律第7条第1項 農業委員会等に関する法律第15条第1項 |
| | | 在任特例 | 存続。ただし、右記の定数を超えるときは、合併関係市町村の選挙委員全員で互選する。 | 協議により80を超えずに10を下らない数(注1) | 合併後1年を超えない範囲で協議で定める期間 | 新たに選任 | 新市町村の区域面積24,000haを超えるか、または農地面積7,000haを超えること。 | 農業委員会等に関する法律第3条第2項 市町村の合併の特例に関する法律第8条第3項 |
| | 従前の市町村の区域ごとに農業委員会を設置 | 特例 | 従前の市町村の委員は、それぞれ新委員会の委員となって存続する。 | 従前の定数 | 従前の市町村の委員会の残任期間 | 従前の市町村の委員は、それぞれ新委員会の委員となって存続する。 | 新市町村の区域面積24,000haを超える、または、農地面積7,000haを超えること。 | 農業委員会等に関する法律第3条第2項、第34条第1項 |

(注1) 欠員を生じ、又はこれらの委員がすべていなくなったときは、これに応じて、その定数は農業委員会等に関する法律第7条の規定に基づく定数にいたるまで減少する。(合併特例法第8条第2項)

農業委員の定数基準資料

| 市町名 | 区 分 | | | |
|-----|-----------------|-------------------|---------------------|-----------------|
| | 農地面積 (全域 ha) | 農家数 (10ha以上耕作) | 生産法人数 (10ha以上耕作) | 区域面積 (全域 ha) |
| 指宿市 | 1,773 | 1,231 | 5 | 7,834 |
| 山川町 | 1,250 | 761 | 11 | 3,718 |
| 穎娃町 | 3,365 | 1,792 | 58 | 11,031 |
| 開聞町 | 889 | 654 | 3 | 3,345 |
| 計 | 7,277 | 4,438 | 77 | 25,928 |

* 農地面積、農家数、生産法人数：H12農業センサス

* 区域面積：国土地理院(H13.10.1)

新市の農業委員会の選挙委員の定数：30人以下



農業委員会委員の定数及び任期に関する関係法令（抜粋）

【法令】

農業委員会等に関する法律（抄）

第3条 [設置]

市町村に農業委員会を置く。ただし、その区域内に耕作の目的に供される土地（以下「農地」という。）のない市町村には、農業委員会を置かない。

- その区域が著しく大きい市町村又はその区域内の農地面積が著しく大きい市町村で政令で定めるものあっては、市町村長は、当該市町村の区域を2以上に分けてその各区域に農業委員会を置くことができる。
- 前項の規定によりその区域を2以上に分けてその各区域に農業委員会を置いた市町村にあっては、市町村長は、その全部又は一部の農業委員会の区域を変更することができる。
- 前項に規定する市町村にあっては、市町村長は、その全部又は一部の農業委員会を廃止して、その廃止された農業委員会の区域につき廃止された農業委員会の数を超えない数の農業委員会を置き、又はその廃止された農業委員会の区域を他の農業委員会の区域に含ませることができる。
- その区域内の農地面積が著しく小さい市町村で政令で定めるものあっては、市町村長は、当該市町村に農業委員会を置かないことができる。
- 市町村長は、第2項の場合にあっては各農業委員会の名称及び区域を、第3項又は第4項の場合にあってはその区域に変更があった農業委員会又は新たに設置された農業委員会の名称及び区域を、前項の場合にあっては農業委員会を置かないこととした旨を公告するとともに、都道府県知事にこれを通知しなければならない。

第7条 [選挙による委員]

農業委員会の選挙による委員は、被選挙権を有する者について、選挙権を有する者が選挙するものとし、その定数は、政令で定める基準に従い、10人から40人までの間で条例で定める。

- 前項の委員の定数の変更は、一般選挙の場合でなければ行うことができない。

第12条 [選任による委員]

市町村長は、選挙による委員のほか、次の各号に掲げる者を委員として選任しなければならない。

- 農林水産省令で定める農業協同組合及び農業共済組合が組合ごとに推薦した理事（経営管理委員を置く農業協同組合にあっては、理事または経営管理委員）各1人
- 当該市町村の議会が推薦した農業委員会の所挙に属する事項につき学識経験を有する者5人以内

第15条 [委員の任期]

選挙による委員の任期は、3年とし、一般選挙の日から起算する。但し、任期満了による一般選挙が農業委員会の委員の任期満了の前に行われた場合において、前任の委員が任期満了の日まで在任したときは前任者の任期満了の日の翌日から、選挙の期日後に前任の委員がすべてなくなったときはそのなくなった日の翌日から、それぞれ起算する。

- 補欠委員は、前任者の残任期間在任する。
- 選挙による委員は、前条の規定による解任及び第19条の規定による解散の場合を除き、その任期満了後も後任の委員が就任するまでは、なおその職務を行う。
- 第12条の規定により選任された委員は、一般選挙により選挙された委員の任期満了の日（選挙された委員の全員がすべてなくなったときは、そのなくなった日）まで在任する。
- 第12条の規定により選任された委員のうち団体の推薦にかかるものは、当該委員を推薦した団体の理事（経営管理委員を置く農業協同組合にあっては、理事または経営管理委員）でなくなったときは、前項の規定にかかわらず、その職を失う。

第34条 [境界の変更の場合の特例]

市町村の廃置分合が行われる場合において、新たに設置された市町村に置かれる農業委員会の区域が、従前の市町村に設置された農業委員会の区域をその区域とすることとなるときは、当該農業委員会は、当該市町村の農業委員会となって存続するものとし、従前の農業委員会の委員及び職員は、引き続きその存続する農業委員会の委員及び職員となるものとする。

- 市町村の境界変更が行われる場合において、他の市町村の区域の全部又は一部を新たにその区域に包含することとなった市町村に、その市町村の従前の区域及び新たに属することとなった区域に従前置かれていた各農業委員会の区域を区域としてそれぞれ農業委員会が置かれるときは、従前の農業委員会は、当該区域を区域とする農業委員会となって存続するものとし、従前の農業委員会の委員及び職員は、引き続きその存続する農業委員会の委員及び職員となるものとする。

農業委員会等に関する法律施行令（抄）

第2条の2 [選挙による委員の定数の基準]

農業委員会の選挙による委員の定数の基準は、次の表の上覧に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

| | 区 分 | 定数の基準 |
|---|--|--------|
| 1 | (1) その区域内の農地面積が 1,300 ヘクタール以下の農業委員会 (2) 10 アール以上の農地につき耕作の業務を営む個人のその区域内における世帯数及びその面積以上の農地につき耕作の業務を営むその区域内に住所を有する農業生産法人の数の合計数が 1,100 以下の農業委員会 | 20 人以下 |
| 2 | 1 の項及び 3 の項に掲げる農業委員会以外の農業委員会 | 30 人以下 |
| 3 | その区域内の農地面積が 5,000 ヘクタールを超え、かつ、基準農業者数が 6,000 を超える農業委員会 | 40 人以下 |

市町村合併の特例に関する法律（抄）

第 8 条 [農業委員会の委員の任期等に関する特例]

市町村の合併の際合併関係市町村の農業委員会の選挙による委員で当該合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、新たに設置された合併市町村にあっては 80 を超えず 10 を下らない範囲で定めた数、他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあっては 40 を超えない範囲で定めた数の者に限り、次に掲げる期間引き続き合併市町村の農業委員会の選挙による委員として在任することができる。この場合において、市町村の合併の際に合併関係市町村の農業委員会の選挙による委員で当該合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものの数がその定められた数を超えるときは、これらの者の互選により、合併市町村の農業委員会の選挙による委員として在任する者を定めるものとする。

- (1) 新たに設置された合併市町村にあっては、市町村の合併後 1 年を超えない範囲で当該協議で定める期間
 - (2) 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあっては、その編入をする合併関係市町村の農業委員会の委員の残任期間
- 2 前項の場合においては、農業委員会等に関する法律第 7 条の規定にかかわらず、当該数をもって当該合併市町村の農業委員会の選挙による委員の定数とし、選挙による委員に欠員を生じ、又はこれらの委員がすべてなくなったときは、これに応じて、その定数は、同条の規定に基づく定数にいたるまで減少するものとする。
 - 3 農業委員会等に関する法律第 3 条第 2 項の規定により合併市町村の区域を 2 以上に分けてその各区域に農業委員会を置く場合又は同法第 35 条第 1 項の規定により地方自治法第 252 条の 19 第 1 項の指定都市（以下「指定都市」という。）である合併市町村の区ごとに農業委員会を置く場合においては、農業委員会等に関する法律第 34 条の規定の適用がある場合を除いて、前 2 項の規定を当該各農業委員会ごとに適用する。この場合においては、他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村の区域の一部を区域として新たに置かれる農業委員会に関しては、当該合併市町村は、新たに設置された合併市町村とみなす。
 - 4 第 6 条第 8 項の規定は、第 1 項の協議について準用する。

先進地事例（新設合併）

ひたちなか市（平成 6 年 1 月 1 日 2 市）

新市の農業委員会は、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 34 条第 1 項及び第 2 項の規定を適用し、平成 8 年 7 月 19 日まで 2 市に設置されているそれぞれの農業委員会の区域ごとに設置する。

あきる野市（平成 7 年 9 月 1 日 1 市 1 町）

新市に 1 つの農業委員会を置き、2 市町の農業委員会の選挙による委員であった者は、合併特例法第 8 条第 1 項第 1 号の規定を適用し、合併後 1 年間引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として存在する。

篠山市（平成 1 1 年 4 月 1 日 4 町）

農業委員会については合併時に統合するものとし、農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第 8 条第 1 項第 1 号の規定を適用し、合併後 1 年間、引き続き市町の農業委員会の選挙による委員として在任する。

さぬき市（平成 1 4 年 4 月 1 日 5 町）

農業委員会については、合併時に統合するものとし、農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第 8 条第 1 項第 1 号の規定を適用し、平成 1 4 年 7 月 1 9 日まで、引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。

あさぎり町（平成 1 5 年 4 月 1 日 1 町 4 村）

新町の農業委員会の委員の定数及び任期については、農業委員会等に関する法律に基づき、合併の日から 5 0 日以内に設置選挙を行うこととし、選挙委員の定数は 2 0 名とする。

下五島一市五町合併協議会（平成 1 6 年 8 月 1 日 1 市 5 町）

農業委員会委員の定数及び任期については、新市に一つの農業委員会を置き、1 市 5 町の農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律 8 条第 1 項第 1 号の規定を適用し、合併後 1 年間引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。

なお、選挙による委員の定数は、新市において調整する。

協議第10号

慣行の取扱いについて

合併後の新市の慣行の取扱いについて、次のとおり協議を求める。

- 1 市章については、新市において新たに制定する。
- 2 市の花・木・鳥・歌・憲章等については、新市において新たに制定する。
- 3 宣言については、新市において新たに制定する。
- 4 市の行事については、新市において総合的に調整する。
- 5 表彰制度については、新市において新たに制定する。
- 6 姉妹都市については、姉妹都市の提携先と協議しながら、新市において調整する。

平成15年5月22日提出

指宿地区4市町合併協議会
会長 田原 迫 要

(様式3)

指宿地区4市町合併協議会 協議事項調整内容

指宿地区4市町合併協議会

| | | | |
|-----------|---|---------|---|
| 協 定 項 目 | 18 市・町の慣行の取扱い | 関 係 項 目 | 市章, 花・鳥・木・歌等, 市民の憲章, 市の宣言, 行事, 名誉市民制度, 表彰制度, 姉妹都市 NO1 |
| 調 整 の 内 容 | 1 市章については, 新市において新たに制定する。 2 市の花・木・鳥・歌・憲章等については, 新市において新たに制定する。 | | |

| 調 査 市町名 | 指 宿 地 区 4 市 町 の 現 況 | | | | 調 整 方 針 の 具 体 的 内 容 |
|-----------------------|--|--|---|---|---------------------------------|
| | 指宿市 | 山川町 | 穎娃町 | 開聞町 | |
| 市 町 別 内 容 | 指宿市紋章 制定 昭和29年6月1日 色 (特定なし) 市旗は別途告示 | 山川町紋章 制定 昭和35年4月30日 地は無地、 マークは山が黒色、川が赤色 | 穎娃町章 制定 昭和6年1月28日 地は白色、マークは赤色 | 開聞町紋章 制定 昭和39年3月12日 色 (特定なし) | 市章については, 新市において新たに制定する。 |
| | 市町の花・木・鳥・歌等 市町の花 ハイビスカス 市町の木 ホルトノキ・ツゲ 市町の花木 山ツバキ 市町の鳥 メジロ 市町の魚 ヒメチカダイ 市町の歌 「指宿市民歌」(明治百年記念) | 市町の花・木・鳥・歌等 市町の花 金魚草・山川豊歳 市町の木 ギョボク・リュウガン 市町の歌 「山川漁り節」(明治百年記念) | 市町の花・木・鳥・歌等 市町の花 えい美人蕉 市町の木 薩摩ツゲ・イヌマキ 市町の歌 「穎娃町民歌」(昭和44年) 「えい音頭」(昭和63年) | 市町の花・木・鳥・歌等 市町の花 かいもんサツキ 市町の木 ヤマモモ 市町の歌 「開聞町町民歌」 (昭和56年) 「開聞音頭」(昭和45年) 「夢の唐船峡」(昭和45年) 「かいもん観光音頭」 (平成3年) | 市の花・鳥・木・歌等については, 新市において新たに制定する。 |
| | 憲章(制定 昭和43年10月23日) ・3項目(私たち指宿市民は明るくしあわせな家庭づくりにつとめましょう。 私たち指宿市民は力を合わせて豊かな町づくりにつとめましょう。 私たち指宿市民は自然を愛し暖かい心で観光客を迎えましょう。) | 憲章(制定 昭和43年5月10日) ・前文(わたくしたち山川町民は, 明治百年という記念すべき年にあたり, 先人の気概に学び, 郷土を愛し, より豊かな明るい町づくりをすすめるため次のとおり町民憲章を制定し, 実践することを誓います。) ・5項目(山川町民は, 互譲の精神を培い, 協力して明るい町をつくりまします。 山川町民は, 公德心を重んじ, 美しい郷土を築きます。 山川町民は, 勤労を愛し, 豊かな町をつくりまします。 山川町民は, 共に学びお互いの教養をたかめます。 山川町民は, 明るい家庭を築き, 社会奉仕の精神を養います。) | 憲章(制定 昭和43年8月) ・前文(わたくしたちは, 穎娃町民であることに誇りをもち郷土愛の精神に燃えて力強く前進し, みんなでより平和な健康で明るく豊かな町をつくるため, ここに町民憲章を定め実践します。) ・5項目(わたくしたちは, 心をあわせ美しい町をつくりまします。 わたくしたちは, 公德心を重んじ明るい町をつくりまします。 わたくしたちは, 体をきたえ, よく働き, 豊かな町をつくりまします。 わたくしたちは, 共に学びお互いの教養を高めます。 わたくしたちは, 楽しい家庭をつくり, みんなよい子に育てます。) | 憲章(制定 昭和56年11月9日) ・前文(わたしたち開聞町民は ゆたかな伝統と美しい自然にめぐまれた郷土に誇りをもち活力ある住みよい街を築くため ここに町民憲章を定めます。) ・5項目(郷土を愛し心をあわせて平和な町をつくりまします からだをきたえよく働き豊かな町をつくりまします すすんで学び教養を高め文化の町をつくりまします 礼儀正しくきまりを守り明るい町をつくりまします 意欲をもやし希望にみちた伸びゆく町をつくりまします) | 市の憲章については, 新市において新たに制定する。 |

(様式3)

指宿地区4市町合併協議会 協議事項調整内容

指宿地区4市町合併協議会

| | | | |
|-----------|---|---------|---|
| 協 定 項 目 | 18 市・町の慣行の取扱い | 関 係 項 目 | 市章, 花・鳥・木・歌等, 市民の憲章, 市の宣言, 行事, 名誉市民制度, 表彰制度, 姉妹都市 NO2 |
| 調 整 の 内 容 | 3 宣言については, 新市において新たに制定する。 4 市の行事については, 新市において総合的に調整する。 | | |

| 調 査 市町名 | 指 宿 地 区 4 市 町 の 現 況 | | | | 調 整 方 針 の 具 体 的 内 容 |
|-----------------------|---|--|---|--|--|
| | 指宿市 | 山川町 | 瀬戸町 | 開聞町 | |
| 市 町 別 内 容 | 宣言 交通安全都市宣言 暴力排除都市宣言 核兵器廃絶・平和都市宣言 クリーン都市宣言 ゆとり創造都市宣言 | 宣言 青色申告の町宣言 非核の町宣言 | 宣言 青色申告の町宣言 青少年育成宣言 非核都市宣言 健康づくりの町宣言 | 宣言 青色申告の町宣言 非核の町かいもん宣言 暴走族追放宣言 交通安全宣言 | 市の宣言については, 新市において新たに制定する。 |
| | 市町の行事 1月 魚見岳登山会 市成人式 消防出初式 いぶすき菜の花マラソン大会 いぶすき菜の花マーチ 2月 池田湖水フェスティバル 4月 春のクリーン指宿 5月 トライアスロン大会 アロハ宣言セレモニー 8月 指宿温泉祭 シルバー美術展 9月 秋のクリーン指宿 10月 市民体育大会 11月 カシオワールドオープンゴルフ 12月 産業まつり 市駅伝競走大会 | 市町の行事 1月 町成人式 町消防出初式 町内一周駅伝大会 2月 町美術展 3月 フラワーフェスティバル 町花と緑のコンクール 5月 ふるさと青空市記念市 町各種表彰式 6月 山川みなと祭り 町消防操法競技大会 7月 霧島の野山に鍛える山川学舎 9月 さつまかつお節産地入札即売会 10月 町民体育祭 11月 町文化祭 12月 山川ふるさと歳の市 | 市町の行事 1月 成人式 消防出初式 2月 各地区生涯学習フェア 4月 えい新茶大野岳マラソン 大野岳クリーンウオーク 7月 全えいオープンゴルフ大会 別府温泉まつり ナイター陸上競技記録会 8月 えいのゴッソイまつり 9月 ガーデニングコンテスト 花壇コンクール 10月 町民体育大会 アグリフェスタ 11月 町生涯学習フェア いかだ競漕大会 12月 町内一周駅伝競走大会 | 市町の行事 1月 成人式 消防出初式 いぶすき菜の花マーチ 3月 比島戦没者慰霊祭 8月 夏まつり 10月 町民体育大会 11月 町文化祭 トコトン祭(産業祭) カシオワールドオープンゴルフ 12月 町内一周駅伝競走大会 | 市の行事については, 新市において総合的に調整する。 同一のイベント・行事は一つにまとめ、持ち回り開催などにより実施していく。 それぞれの行事の実情に応じて, 地区行事として残すものは残していく。 |

(様式3)

指宿地区4市町合併協議会 協議事項調整内容

指宿地区4市町合併協議会

| | | | |
|-----------|-----------------------------|---------|---|
| 協 定 項 目 | 18 市・町の慣行の取扱い | 関 係 項 目 | 市章, 花・鳥・木・歌等, 市民の憲章, 市の宣言, 行事, 名誉市民制度, 表彰制度, 姉妹都市 NO3 |
| 調 整 の 内 容 | 5 表彰制度については, 新市において新たに制定する。 | | |

| 調 査 市 町 名 | 指 宿 地 区 4 市 町 の 現 況 | | | | 調 整 方 針 の 具 体 的 内 容 |
|--------------|--|--|--|--|---------------------------|
| | 指 宿 市 | 山 川 町 | 額 娃 町 | 開 聞 町 | |
| 市 町 別 内 容 | 表彰制度 ・指宿市名誉市民条例 指宿市名誉市民条例施行規則 表彰実績 岩崎與八郎氏(平成元年11月2日) 末吉敬治氏(平成元年11月2日) 新川 龍氏(平成3年4月25日) | 表彰制度 ・山川町名誉町民条例 表彰実績 大重實造氏(平成2年11月15日) 今村光雄氏(平成12年11月16日) 中村治男氏(平成15年5月23日) 予定 | 表彰制度 ・額娃町名誉町民条例 額娃町名誉町民条例施行規則 表彰実績 田之上巖氏(昭和54年6月20日) 福吉福行氏(昭和54年6月20日) 田原武雄氏(昭和60年9月20日) | 表彰制度 ・開聞町名誉町民条例 表彰実績 永吉実雄氏(昭和45年11月24日) 宮園栄治氏(昭和49年3月12日) 富田雛蔵氏(昭和55年9月26日) 井上廣則氏(平成3年10月1日) | 表彰制度については, 新市において新たに制定する。 |
| | ・指宿市民表彰規則 指宿市民表彰実施要項 表彰部門 地方自治 教育文化 社会福祉 産業経済 一般篤行 | ・山川町民表彰条例 表彰部門 地方自治 教育文化 社会福祉 産業経済 一般篤行 | ・額娃町民表彰条例 表彰部門 地方自治 教育文化 社会福祉 産業経済 一般篤行 | ・開聞町民表彰条例 開聞町民表彰実施規程 表彰部門 地方自治 教育文化 社会福祉 産業経済 一般篤行 | |
| | ・指宿市民栄誉賞規則 表彰実績 田之上慶三郎氏(プロ野球) (平成13年12月12日) | ・区長・集落会長永年勤続表彰内規 | ・額娃町集落長表彰規程 | | |
| | ・市政事務嘱託員の永年勤続表彰内規 | | | | |

(様式3)

指宿地区4市町合併協議会 協議事項調整内容

指宿地区4市町合併協議会

| | | | |
|-----------|--|---------|---|
| 協 定 項 目 | 18 市・町の慣行の取扱い | 関 係 項 目 | 市章, 花・鳥・木・歌等, 市民の憲章, 市の宣言, 行事, 名誉市民制度, 表彰制度, 姉妹都市 NO4 |
| 調 整 の 内 容 | 6 姉妹都市については、姉妹都市の提携先と協議しながら, 新市において調整する。 | | |

| 調 査 | 指 宿 地 区 4 市 町 の 現 況 | | | | 調 整 方 針 の 具 体 的 内 容 |
|-----------------------|---|---------------------------|--|--------------|--|
| 市 町 名 | 指 宿 市 | 山 川 町 | 穎 娃 町 | 開 闢 町 | |
| 市 町 別 内 容 | 姉妹都市 熊本県人吉市(昭和54年1月18日) 北海道千歳市(平成6年4月15日) オーストラリア ロックハンプトン市 (昭和55年11月21日) | 姉妹都市 北海道倶知安町(平成7年8月4日) | 姉妹都市 中国 杭州市西湖郷(国際友好交流都市提携) (平成7年5月19日) | 姉妹都市 該当なし | 姉妹都市については、姉妹都市の提携先と協議しながら, 新市において調整する。 |

協議第 1 1 号

電算システムの取扱いについて

電算システムの取扱いについて次のとおり協議を求める。

新市の電算システムについては、住民サービスの低下を招かないよう十分配慮し、合併と同時に統合したシステムが安全・確実に稼働できるように調整する。

平成 1 5 年 5 月 2 2 日提出

指宿地区 4 市町合併協議会
会 長 田 原 迫 要

(様式3)

指宿地区4市町合併協議会 協議事項調整内容

指宿地区4市町合併協議会

| | | | |
|-------|---|------|--------------|
| 協定項目 | 24-19 電算の取扱いについて | 関係項目 | 電算システム事業の取扱い |
| 調整の内容 | 新市の電算システムについては、住民サービスの低下を招かないよう十分配慮し、合併と同時に統合したシステムが安全・確実に稼働できるように調整する。 | | |

| 調査 | | 指宿地区4市町の現況 | | | | 調整方針の具体的内容 | |
|-----|----------------|---|-----|-----|-----|------------|--|
| 市町名 | 業務システム(導入予定含む) | 主な業務内容 | 指宿市 | 山川町 | 頴娃町 | | 開聞町 |
| 市 | 住民記録 | 住民異動、履歴管理、住民票発行 | H | C | C | H | 各市町のシステム導入状況やネットワーク構築状況の把握を行い、現状分析の結果をもとに、各業務毎のシステム統合の方向性を決定し新市のシステム統合計画を策定する。 統合計画をもとに調整・対応する。 |
| | 住民記録(外国人登録) | 外国人登録 | H | C | | | |
| | 住基ネット | 住基ネット | C | C | C | C | |
| | 住登外 | 住登外異動 | H | C | C | H | |
| | 戸籍 | 戸籍の管理 | | | | | |
| | 印鑑登録 | 印鑑登録、印鑑証明書の発行 | H | C | C | H | |
| | 国民健康保険 | 資格の異動、履歴管理、高額医療管理 | H | C | C | H | |
| | 老人医療 | 世帯負担区分の判定、老人医療該当者の資格管理、高額医療の管理 | H | C | | H | |
| | 国民年金 | 資格の異動、被保険者名簿 | H | C | C | H | |
| | 保育所 | 入所者の決定、保育料の通知、納付書発行、支弁台帳、階層判定、収納管理 | C | C | C | H | |
| 町 | 児童手当 | 資格の異動、支払通知書、受給者名簿、現況届 | C | C | C | H | 記号説明 |
| | 生活保護 | 保護費支給管理、医療管理、介護サービス給付管理、報告、統計 | C | C | | H | |
| | 障害者福祉 | 基本管理、障害者医療、障害者福祉手当、支援費制度、補装具、日常生活用具、更正医療、精神障害手帳 | C | C | C | H | |
| | 児童・母子寡婦福祉 | 乳幼児医療、児童扶養手当、ひとり親医療 | C | C | | H | |
| | 高齢者福祉 | 高齢者基本台帳、施設入所、在宅福祉 | C | | | | |
| | 衛生(総合健康管理) | 乳幼児予防接種問診票、対象者一覧表、住民健康診査表 | C | C | C | S | |
| | 畜犬管理 | 登録台帳異動処理、予防接種管理記録、各種帳票作成処理 | C | C | P | S | |
| | 介護保険 | 被保険者台帳異動処理、受給者管理、給付実績管理 | C | C | C | H | |
| | 介護認定 | 認定申請支援 | C | C | C | H | |
| | 住民税 | 申告書の出力、異動、更正データ入力 | H | C | C | H | |
| 別 | 法人税 | 課税処理、台帳異動処理、各種証明書交付、通知書作成 | H | C | | H | H 汎用機 企業の基幹業務などに用いられる大型コンピュータ。 電源や中央処理装置、記憶装置を始めとするほとんどのパーツが多重化されており、並列処理による処理性能の向上がはかられている。 ネットワークを通じて端末が接続されており、利用者は端末を通じて汎用機を利用する。端末は自ら処理装置や記憶装置を搭載しておらず、データの処理や保存はすべて汎用機が行う、いわば中央集権的な構造になっている。 C C/S(クライアントサーバー) 分散型コンピュータシステムの一つ。情報資源を集中管理する「サーバ」と呼ばれるコンピュータとサーバの管理する資源を利用するコンピュータ(クライアントと呼ばれる)が接続されたコンピューターネットワークのこと。 S スタンドアロン コンピュータを他のコンピュータと接続せずに利用する形態。 P パソコン 内部仕様の多くが公開され、世界中の様々なメーカーがこの規格に合わせたパーツを製造しているため、対応している製品が多い。 |
| | 固定資産税 | 土地・家屋の異動、課税評価等の入力、名寄帳、課税台帳、償却資産一覧表 | H | C | C | H | |
| | 家屋評価 | 家屋評価の計算、家屋評価計算書などの作成 | C | C | | H | |
| | 画地計算 | 画地計算 | | C | | | |
| | 地籍管理 | 土地の情報管理 | | | P | | |
| | 軽自動車税 | 軽自動車の登録、納付書の作成、新規登録者一覧表、廃車一覧表など | H | C | C | H | |
| | 都市計画税 | 課税処理、台帳異動処理、各種証明書交付、通知書作成 | H | | | | |
| | 国民健康保険税 | 納付書作成、課税台帳、所得別調査表、調整交付金の資料作成 | H | C | C | H | |
| | 税収納 | 住民税、固定資産税、軽自動車税、国保税、消込処理、OCR | H | C | C | H | |
| | 滞納管理 | 滞納管理支援 | H | S | C | H | |
| 内 | 口座振替 | 口座振替依頼データ作成処理、結果消込処理 | H | C | C | | |
| | 起債管理 | 地方債発行登録、起債台帳、償還年次表、支払期日別一覧表、各種統計帳票作成 | C | C | P | S | |
| | 人事・給与計算 | 人事管理、給与データの登録、給与明細書、期末勤怠等明細書、源泉徴収票、共済関係帳票などの作成 | C | C | C | S | |
| | 住宅 | 家賃計算、住宅使用料納付書発行、入所者名簿の作成 | H | S | C | H | |
| | 公有財産管理 | 公有財産管理 | C | C | P | | |
| | 交通災害共済 | 交通災害共済加入申込一覧表の作成 | | H | | H | |
| | 消防団管理 | 団員名簿、記録異動処理、各種帳票作成処理 | P | | | | |
| | 選挙管理 | 選挙人名簿、入場券、有権者リスト、20歳到達者名簿 | H | C | C | H | |
| | 財務会計 | 予算編成、予算執行、決算書、決算統計資料の作成 | C | C | C | H | |
| | 用品会計 | 用品管理 | | S | | | |
| 容 | 農家台帳管理 | 農家管理 | | C | C | S | |
| | 農業委員会 | 土地等総合管理 | | | C | S | |
| | 農業行政 | 農地の管理 | | | C | S | |
| | 上水道 | 水道加入者、検診データ登録、納付書、お知らせ表作成、調定表、各種統計資料の作成、予算管理、資産管理 | C | C | C | S | |
| | 下水道管理 | 受益者台帳異動処理、納付記録管理、納付書、各種通知書 | H | | | | |
| | 温泉 | 温泉使用料 | H | | | | |
| | 設計積算 | 耕地、土木、下水道、水道、都市計画 | S | S | P | | |
| | 学校・教育 | 就学通知書、成人式案内、名簿表作成、学齢簿 | H | | C | H | |